

営業誹謗の不正競争に関する裁判例 「スロットルコントローラー」事件

H24. 03. 21 判決

(本訴) 東京地裁 平成 22 年 (ワ) 第 145 号・(反訴) 東京地裁 平成 22 年 (ワ) 第 16414 号

損害賠償等請求事件：請求認容

概要

原告製品の販売は不正競争に当たらないにもかかわらず、原告の取引先に対する通知書において、原告製品は被告製品の部品を模倣したものである等、記載し、**原告が被告の知的財産権を侵害している旨告知、流布した被告の行為が不競法 2 条 1 項 1 4 号の不正競争に該当するとして差止と損害賠償が認められた事例**

[原告製品]



[被告製品]



[主な争点]

[反訴事件]

(争点 1) 不競法 2 条 1 項 3 号の不正競争の成否

(争点 2) 不競法 2 条 1 項 1 号の不正競争の成否

[本訴事件]

(争点 5) 不競法 2 条 1 項 1 4 号の不正競争の成否

[裁判所の判断]

(争点 1)：車種別専用ハーネスは、各自動車メーカーが販売する自動車のアクセル部の配線のうち、オスコネクタとメスコネクタで接続されている部分を一旦外した上で、車両側アクセル部のオスコネクタに車種別専用ハーネスのメスコネクタを、車両側アクセル部のメスコネクタに車種別専用ハーネスのオスコネクタをそれぞれ接続することにより、自動車のアクセル部に接続するものである。各自動車メーカーの純正品コネクタに用いられている端子の数や内容（出力・入力等）はあらかじめ決まっている以上、対応する車種別専用ハーネスに用いられる端子やコードの数、その内容（出力・入力等）は、その機能を確保するため純正品に合致するようになければならない。また、各部材の機能を確保するために純正品と同一の材質とすることや、これら

を自動車に設置されているオス、メスの各コネクタに接続する際の誤接続を防止するため、対応する部材について純正部品と同一の色とすることは、部材の機能及び効用を果たすために当然に選択されることというべきである。そして、材質と色が同一のものを選択する以上、その質感も同一となるのは当然のことである。したがって、同形態は、自動車のアクセル部に接続して使用するという商品の機能を確保するために不可欠な形態と認められ、不競法 2 条 1 項 3 号の「商品の形態」には当たらない。

(争点 2)：被告製品の各車種別専用ハーネスにつき被告が主張する形態は、商品の機能及び効用を確保するために不可欠な形態であるか、同種製品の一般的な形態であり、他の同種製品と識別し得る独特の形態であると認めることはできない。したがって、被告製品の各形態は、いずれも自己識別機能、出所表示機能を有すると認めることはできず、不競法 2 条 1 項 1 号の「商品等表示」に該当するということはできない。

(争点 5)：(1) 本件文書 1 は、被告の知的財産部が作成名義人とされ、「パワーエンタープライズ社より発売された「i-Accel」は精査した結果、弊社「3-DRIVE」の部品が多数、模倣されている事実が判明しました。」「「i-Accel」の関連部品の形状などが、弊社「3-DRIVE」と類似している理由は上記の模倣行為による」、「違法品の販売」、原告製品の各部材の写真の下の「模倣品」の各記載の内容からすると、本件文書 1 は、原告製品は被告製品の形態を模倣した違法なものであるとの事実が記載されたものと認められる。本件文書 2 は、被告の知的財産部が作成名義人とされ、「パワーエンタープライズ社より発売された「i-Accel」を精査した結果、弊社「3-DRIVE」の部品が多数、模倣されている事実が判明しました。」「弊社では同社に対し警告を行って参りましたが、本日まで誠意ある回答がされないため、今後は法的措置による解決を進めて参ります。」、原告製品の各部材の写真

の下の「模倣品」の各記載の内容からすると、本件文書2も、原告製品は被告製品の形態を模倣した違法なものであるとの事実が記載されたものと認められる。しかしながら、上記1、2で説示したとおり、原告製品は被告製品の形態を模倣したものと認めることはできず、原告製品の販売は不競法2条1項3号、1号の不正競争には該当しないのであるから、本件文書1、2記載の上記事実は、虚偽の事実である。

(2) 被告が、原告製品は被告製品の形態を模倣した違法なものである旨記載した本件文書1を、ホームページに掲載した本件掲載行為は、競争関係にある他人である原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を流布する行為（不競法2条1項14号）に、原告製品は被告製品の形態を模倣した違法なものである旨記載した本件文書2を原告の取引先である多数の販売店等にファクシミリ送信するなどした本件送信行為は、競争関係にある他人である原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知する行為（不競法2条1項14号）に、それぞれ該当する。

(3) 被告の故意、過失についての検討

ア 競争関係にある者が販売する商品について、それが自己の商品の形態を模倣した違法なものであるとの疑念を持つ者が、当該販売者の取引先に対し当該販売者の商品は自己の商品の形態を模倣した違法なものであるとして警告する場合には、これにより当該警告を受けた取引先が警告者による差止請求、損害賠償請求等の権利行使を懸念し、当該販売者の商品の取引を差し控えるなどして当該販売者の営業上の利益を損なう事態に至るであろうことが容易に予測できるのであるから、自己の商品の形態を模倣した違法なものであるとの疑念を持つ者は、上記のような警告をするに当たっては、当該警告が不競法2条1項14号の「虚偽の事実」の告知、流布とならないよう、当該販売者の商品が自己の商品の形態を模倣した違法なものに該当するか否か、その前提として自己の商品の形態が法的に保護される形態に当たるか否かについて検討すべき注意義務を負うものと解するのが相当である。

イ 被告は、原告に模倣されたと主張する被告製品の形態について、ドライビングアシストコントローラー（スロットルコントローラー）という商品の機能及び効用を確保するために不可欠な形態に当たるか否か、また、同種製品の形態にどのようなものがあるかなど、被告製品の形態が不競法2条1項3号で保護される形態に当たるか、原告が被告製品の「形態を模倣した」といえるかを判断するに当たって当然に検討すべき事項に係る調査検討の有無、内容につき、何ら主張立証してい

ないことからすると、被告が本件掲載行為、本件送信行為を行うに当たって上記注意義務を尽くしたものと認めることはできない。したがって、被告には過失が認められるというべきである。

[検討]

(1) 警告書等の文書の送付先について

不正競争行為に該当する旨を、取引先へのファクシミリ送信や自社のホームページに掲載した場合で、被警告者の行為が裁判上で、不正競争行為でないと判断されると、ファクシミリ送信等を行う警告者の行為は、不競法2条1項14号の営業誹謗となる可能性がある。

したがって、知的財産等の権利行使を行う警告者は、警告書等の文書の送付先の選定に注意を要する。

すなわち、原則として、警告書等の文書の送付を行う場合、製造元等の当事者に対して、直接行うべきである。

特に、本件事案のように不正競争防止法の適用のように、判断が困難な場合は、文書の送付先の選定は、慎重に行うべきである。

(2) 警告書等の文書を送付する際の注意義務

裁判所は、『警告をするに当たっては、「虚偽の事実」の告知、流布とならないよう、当該販売者の商品が自己の商品の形態を模倣した違法なものに該当するか否か、その前提として自己の商品の形態が法的に保護される形態に当たるか否かについて検討すべき注意義務を負うものと解するのが相当である。』として、警告者側に注意義務を課している。なお、本件事案のように、インターネットホームページへの掲載についても営業誹謗に該当する可能性もあるので注意を要する。

したがって、警告者は、競争関係にある他人の行為について、取引先等へ、警告書等の文書を送付する場合、当事者の行為が、不正競争行為に該当するかについて、事前に調査及び検討を慎重に行う必要がある。

[実務上の指針]

以上、警告等を行う場合、警告者は、先ず、不正競争行為に該当するかどうか、慎重に事前検討を行うべきである。

また、警告先については、製造元等、直接の当事者に対して、警告することが望ましい。

そして、警告書等の文書を送付し交渉等を行ったにもかかわらず、警告者の要求が実現できない場合は、早期に訴訟等の次のステップを検討すべきである。

以上